

# 平成22年度警察庁行政事業レビュー行動計画（案）

平成22年 4月 8日  
警 察 庁

## 1 実施体制

警察庁における行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、警察庁予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）において実施することとし、責任者は国家公安委員会委員長、実施担当者は官房長とする。

レビューに係る実務は、警察庁予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）において処理する。

なお、必要に応じ、地方機関の職員その他のチーム又はグループのメンバー以外の者に対し、レビューへの参加を求める。

## 2 実態把握等の基本的な考え方

### (1) 実態把握

レビューの対象となる事業に係る予算の最終的な支出先と用途については、レビューシートの作成に当たり、事業を担当する局部課において調査する。

チームにおいて、チームによる実態把握が必要と認めた事業については、当該事業を担当する局部課が、予算の支出先の現場確認等による実態把握を行い、チームに報告する。

### (2) 事業の単位

レビューは、基本的に、庁費等の事務的経費、人件費等を除いた平成21年度に実施したすべての事業を対象とするが、対象とする事業の単位の設定については、効果的なレビューが可能となるよう、用途に応じて、個別の事業内容が適切に把握できるよう工夫する。

## 3 自己点検の実施方法

事業を担当する局部課における実態把握及び自己点検の結果に基づき、チームにおいて自己点検を実施する。自己点検の具体的な要領等については、チームリーダーが別途定める。

## 4 スケジュール

22年 4月：事業を担当する局部課における実態把握及び自己点検

5月：チームにおける自己点検

6月：レビュー結果の中間取りまとめ、レビューシートの公表、国民からの意見募集

8月：レビュー結果の概算要求への反映及び反映結果の公表、レビューシート最終版の公表

## 5 実効性向上のための施策

平成22年度警察庁予算執行計画に基づき実施する国民の声の受付や職員からの提案の募集において、レビューに関する意見や提案についても受け付ける。

また、自己点検等の場においては、受け付けた意見等にも留意して、点検、検討等を行う。

## 行政事業レビュー実施要領（案）

### 1 事業を担当する局部課によるレビュー

事業を担当する局部課において、事業に係る予算の最終的な支出先と用途について実態把握を行い、行政事業レビューシートを作成する。

### 2 警察庁予算監視・効率化推進グループによるレビュー

各局部課において作成した全ての行政事業レビューシートについて、警察庁予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）において、点検を行う。

### 3 大臣及び外部有識者への報告

グループにおける点検結果について、警察庁予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）のリーダーたる国家公安委員会委員長に報告する。

また、全ての行政事業レビューシート及び点検結果をチームの外部有識者に配付するものとする。

### 4 警察庁予算監視・効率化チームによるレビュー

行政事業レビューシートについて、チームにおいて、点検する。